

3. アジア経済戦略	利用者利便を最優先した航空自由化政策の推進
規制の現状	<p>2007年5月に策定された「アジア・ゲートウェイ構想」及び「経済財政改革の基本方針2007」において、「首都圏空港については当面、戦略的に活用するとともに、将来の容量拡大等をにらみ、さらに自由化について検討する」と明記されているが、羽田空港においては、空港容量が限られていることを理由に、国際線の発着回数及び就航先は国が制限することになっている。</p> <p>また、国際線の運航にあたっては、二国間での航空交渉によって、予め就航都市、輸送量、就航航空会社といった国家権益の行使範囲を取り決めるのが国際的慣習となっていたが、近年は就航都市、輸送量、就航航空会社などを制限しない「航空自由化（オープンスカイ）」が世界的に進展し、オープンスカイ協定の締結国同士は、都度航空交渉を行うことなく自由に両国間の輸送を行うことができることが一般的化しつつある。</p> <p>我が国では現在、7カ国と航空自由化協定を締結しているものの、首都圏空港は混雑を理由にその対象から除外されており、不十分な内容となっている。混雑空港においても、航空自由化が実現すれば、航空会社は保有する発着枠の中での路線選択の自由度が高まることになり、需要に即した路線の改廃とこれに伴う競争促進による運賃の低廉化といった効果が得られることから、利用者利便は飛躍的に向上するものと期待される。実際に諸外国においても、ニューヨーク（JFK）、シカゴ、ロンドン、パリなど、混雑空港は多数存在するが、いずれも航空自由化の対象からは除外されていない。</p>
規制の根拠法令	「アジア・ゲートウェイ構想」 「経済財政改革の基本方針2007」
要望内容	<p>羽田空港の再拡張による国際化に際して、国際線の発着回数及び就航先は需要に応じて自由に選択できることとし、国による制限は撤廃するべきである。</p> <p>また、航空自由化協定の締結国をさらに増やすと同時に、現在対象外とされている首都圏空港についても、航空自由化の対象とするべきである。</p>
要望理由	<p>羽田空港においては、空港容量が限られていることを理由に、国際線の発着回数及び就航先は国が制限することになっているが、空港容量が限られている中でも需要に応じて発着枠を柔軟に使用し、利用者ニーズに合った路線の見直しを行うことによって利用者利便を向上させることがは可能であり、空港の混雑は発着回数や就航先などの規制の理由にはならない。</p> <p>また、首都圏空港（成田・羽田）は、物理的な容量制約があるために自由な増便ができないことが、航空自由化の対象から外されている理由とされているが、限られた発着枠内でも利用者のニーズに合わせた路線の改廃を行うことにより、競争の促進による運賃の低廉化といった効果は期待できるため、空港の混雑は航空自由化の対象から除外する理由にもならない。</p> <p>実際に、ロンドンのヒースロー空港やニューヨークのジョン・F・ケネディー空港では、物理的な容量は満杯で自由な増便ができない中でも国家の方針として航空自由化を実施しており、前述の効果を挙げている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省航空局

3. アジア経済戦略	輸出申告の保税搬入原則の撤廃
規制の現状	我が国では、関税法67条の2で、「輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等…(略)…に入れた後にするものとする」規定され、輸出通関申告に際しては、保税地域に貨物を搬入した後でなければ申告できない。
規制の根拠法令	関税法67条の2
要望内容	輸出通関申告については、保税地域に搬入することなく、どこからでも申告できるように、関税法67条の2の規定の適用を撤廃する。
要望理由	<p>①経済のグローバル化により、企業のオペレーションは、国内の生産拠点から海外生産拠点、海外市場まで国内外で一体化しており、サプライチェーンの川上から川下までサプライチェーン全体の最適管理を指向している。コンテナ貨物の普及により国際物流のドア・ツー・ドアでの管理も進みつつあり、保税搬入原則の廃止により、保税地域に搬入することなく、輸出通関申告を行うことが可能になれば、どこからでも申告ができるようになれば、より緊密なオペレーションの国内外一体化促進とリードタイムの短縮、物流コストの低減が期待できる。</p> <p>②米国、シンガポール、香港では輸出通関申告に係る保税搬入原則は無く、韓国は1998年から保税搬入原則を廃止。欧州においても、税関が管轄する地域へ物理的に貨物搬入しなければ輸出申告できないという制度は採っていない。輸出申告の保税搬入原則は我が国に固有の制度であり、諸外国並みに手続制度の簡素化を実現する必要がある。</p> <p>③国交省では、地球温暖化防止の観点から、トラックよりCO2排出量の少ない鉄道利用などモーダルシフトが検討されているが、保税地域以外からの輸出申告が可能になれば、相乗的な効果が出ると期待される。</p> <p>④特定輸出申告者(輸出者AEO)は、特例として保税地域以外の地域からの申告/許可が認められているが、そもそも欧米諸外国ではこうしたことは標準的的制度であることから、我が国においても、一般規定として輸出の保税搬入原則は撤廃すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	財務省関税局

3. アジア経済戦略	特定原産地証明制度における自己証明制度の導入
規制の現状	<p>特定原産地証明制度においては、指定発給機関(商工会議所)に対し、特定原産地証明書の発行申請を行う必要がある。2009年2月に署名された日本・スイス経済連携協定において、初めて自己証明制度が盛り込まれた。</p>
規制の根拠法令	<p>経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律</p>
要望内容	<p>特定原産地証明制度において、現行の方式に加えて自己証明制度を導入することによって申請者がニーズに応じて証明方式を選択できるよう、スイスのみならず、各国・地域とのEPA交渉で導入を進めるとともに既存のEPAについては再協議の場等で適時その見直しを働きかけていくべきである。</p>
要望理由	<p>EPAの拡大に伴い原産地証明書の発給件数の大幅な増大が見込まれる中、自己証明制度を導入することで、企業の特定原産地証明費用と時間を大幅に軽減できる。なお、欧米各国においても自己証明制度が採用されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課原産地証明室</p>

3. アジア経済戦略	特恵原産地証明の電子発給の容認
規制の現状	<p>既存のFTA/EPAにおける第三者証明制度において、特恵原産地証明書の発給手続は電子化されているものの、証明書自体はいまだ紙で発給されている。</p>
規制の根拠法令	<p>経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律</p>
要望内容	<p>現状、紙で発給・運用されている特恵原産地証明書について、電子的な交付を認めるべきである。</p> <p>相手国との連携に向けた技術検討や協定変更等に対応する必要がある場合、まずは日本国内の申請者側でのプリントアウトを認める方式を導入するなど、段階的にでも電子発給に向けた措置を進めるべきである。</p>
要望理由	<p>特恵原産地証明書の電子発給により、利用企業側での利便性の向上とスピードアップ、不要コストの削減が可能となり、貿易円滑化や日本輸出産業の競争力強化に資する。</p> <p>また、ASEAN諸国においてもアセアン・シングル・ウィンドウ等を通じて特恵電子原産地証明の政府間電子連携に向けた検討が進められつつあり、わが国が遅れをとらぬよう、主導的な役割を果たすべきである。</p> <p>なお、あじさい月間での本件要望に対する回答では、「原産地証明書の電子発給については、原産地証明制度改革検討会等での議論や、他国の電子化における取組動向を考慮しながら、可能なかぎり早急に検討してまいりたい」とされており、申請者側でのプリントアウトを認める方式の先行導入を含め、極力早期に検討・結論を得て措置されることを期待している。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省原産地証明室</p>

3. アジア経済戦略	輸入貨物の返送に係る輸出許可の不要化
規制の現状	一旦輸入した貨物を不具合、修理または異品等の理由で、そのまま輸入元に返送する場合であっても、当該貨物が輸出貿易管理令（以下、輸出令）別表第1の2項から15項に掲げられた貨物に該当するか否かを判定し、該当する場合は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
根拠法令等	外国為替及び外国貿易法第48条第1項、輸出令別表第1
要望内容	一旦輸入した貨物を、性質、性能を何ら変更することなく輸入元に返送する場合には、輸出許可を不要とすべきである。
要望理由	<p>返送にあたって、当該貨物が輸出令別表第1の2項から15項に掲げられた貨物に該当するか否かを判定するには、海外の輸入元・製造元に対し、必要な情報の提供を依頼することになるが、正確な情報の入手には、通常、相当な手間と時間がかかり、企業の負担が大きい。</p> <p>一旦輸入した貨物を性質、性能を何ら変更することなく輸入元に返送する場合には、輸出許可を不要としても「国際的な平和及び安全の維持」を妨げることはならないと考えられる。</p> <p>輸出許可取得に伴う企業負担の軽減策として、個別許可に代えて包括許可とすることも考えられるが、包括許可の下ではあくまで該非判定が必要であり、企業の負担軽減効果は極めて限定的なものに止まると考えられる。</p> <p>なお、技術の返却についても、貨物の返送と同様の問題が生じており、併せて対策を講ずべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課

3. アジア経済戦略	リチウムイオン電池の航空輸送規制
規制の現状	<p>国連の危険物輸送に関する規制勧告により、リチウム金属電池およびリチウムイオン電池の航空輸送を対象としたICAO-TIの一部が改定されたことに伴い、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」が改正され、リチウムイオン電池を輸送禁止物件とされずに輸送するための条件として、リチウム電池を梱包するダンボールに取り扱いラベル(120mm×110mm カラー印字)を2面にまたがることなく貼ることが義務付けられている(2009年1月1日より施行)。</p>
規制の根拠法令	<p>航空法第86条  航空法施行規則第194条第1項、第2項  航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示  (平成20年12月24日国土交通省告示第1507号)</p> <p>※国際民間航空機関(ICAO)の技術指針(ICAO-TI)リチウム金属電池  およびリチウムイオン電池の輸送規制</p>
要望内容	<p>「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」第14条第4号の5様式に定めるラベルサイズの指定緩和、カラー印刷、ならびに貼り付け面の規制を緩和する(少なくとも複数面にまたがることを認める)。  なお、米国内ではリチウムイオン電池の航空輸送規則に関し、規制強化に向けた提案が出されており、そちらの動向も注視して頂きたい。</p>
要望理由	<p>規制に基づき、ラベル製作が必要になったこと(従来は梱包物に直接印刷していた)およびラベルを1面に貼るために梱包物のサイズが大きくなったことにより、コストが増加している。  梱包物にリチウム電池が含まれていることは、ラベルがモノクロであったとしても、ラベルサイズが規定サイズより小さくても視認できる程度の大きさであれば、認識できると考えられる。また、ラベルの貼り付け範囲が2面にわたった場合でも、梱包物の内容が告知できる状態であれば、問題は発生しないと考えられる。  なお、あじさい月間での本件要望に対する回答では、「国際民間航空機関での議論については、輸送の安全確保を前提としつつ合理的な制度が整備されるよう、我が国としても、必要に応じた働きかけを含め引き続き積極的に議論に参加して参りたい」とされており、合理的でより制限の少ない安全規制が認められるよう、積極的な働きかけを行っていただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省航空局技術部運航課

3. アジア経済戦略	ODA有償資金協力の改革
規制の現状	円借款プロジェクトは、案件形成から工事開始まで7年以上かかる。
要望内容	<p>①案件形成から工事開始までの期間の大幅短縮、②円借款要請から借款契約調印までの「標準処理期間9カ月」の遵守、③コンサルタントおよび本体工事の調達に要する期間の2年以内への短縮、④JICAの業務改善等を通じて、円借款プロジェクトの大幅な迅速化を早期に実現されたい。</p> <p>また、円借款の迅速化のためには、被援助国側の取組みが不可欠であり、技術協力のスキームで被援助国政府に対して専門家を派遣しキャパシティビルディングを行うことで、被援助国側における手続の迅速化を推進されたい。</p>
要望理由	<p>円借款の迅速化により、わが国企業のODA離れに歯止めがかかり、わが国の技術・ノウハウを活かした質の高い援助が実現する。現に政府も「円借款の迅速化について」(平成19年6月18日)において、取組を強化する旨表明しており、その実現を強く求める。</p>
根拠法令等	「円借款の迅速化について」(平成19年6月18日)
制度の所管官庁及び担当課	外務省国際協力局政策課、同開発協力総括課、経済産業省貿易経済協力局資金協力課

3. アジア経済戦略	JICA海外投融資の早期再開
規制の現状	JICAの海外投融資は、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)により廃止されている。
規制の根拠法令	特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)
要望内容	<p>JICAの海外投融資を早急に再開すると共に、民間企業にとって使い勝手のよい制度設計をされたい。具体的には、</p> <p>①インフラ開発に対して、国側も相応のリスクを取ることで民間資金を呼び込むという観点から、融資に際し、原則として民間企業に担保や保証を求めない。</p> <p>②資金需要に柔軟に対応する観点から、融資を優先しつつも、出資と融資を同時に利用することを妨げないこととする。</p>
要望理由	<p>途上国における広域インフラ整備に際しては、莫大な資金が必要であり、公的資金のみでは賅えない。一方、広域インフラ整備に民間資金を呼び込む上では、リスクの軽減が不可欠である。海外投融資により、国側が相応のリスクをとることで、官民連携によるインフラ事業(PPP)が推進され、途上国の経済成長、国民生活の向上に貢献できる。</p> <p>新成長戦略においてもアジア経済戦略として、インフラ整備の重要性が指摘されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	外務省国際協力局政策課、同開発協力総括課、財務省国際金融局開発政策課

3. アジア経済戦略	企業結合審査の合理化
規制の現状	<p>(1) 昨今の厳しい経済情勢において、企業再編は経済活性化の重要な選択肢の一つであるが、当該問題を扱う公取委の審査体制は必ずしも充実しておらず、審査手続も常に迅速に進行するとは限らない。</p> <p>(2) 株式保有による企業結合審査については、企業結合審査の対象となる範囲が広く、かつ基準が必ずしもクリアでない。加えて、本来ならば、まず、問題となっている株式保有が企業結合審査の対象となるか否か、という形式的要件に関する判断が行われるべきところ、実際には、結合関係があるものと仮定し、形式要件の判断と競争制限性の審査が並行して行われる。その結果、企業結合審査が行われたにもかかわらず、最終的にそもそも企業結合審査の対象とならない事案であった、という事例も生じている。このような場合、被審査企業は、必要のない負担を負うことになってしまっている。</p> <p>(3) 企業結合の判断基準に、現在のグローバル化した経済実態が必ずしも十分に反映されておらず、国内市場の競争状況のみに着目しすぎている。</p> <p>(4) わが国の企業結合審査は圧倒的多数が事前相談により行われているが、実質判断に関する情報開示がなされないため、予測可能性が高まらず、また、審査の公正性に関する事後チェックも充分になされない状況である。</p>
根拠法令等	<p>独占禁止法第10～16条  企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針  企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針  企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について</p>
要望内容	<p>(1) 公取委審査体制を拡充し、実質的な迅速化を図る。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式保有による企業結合審査について、審査の対象となるか否かの判断基準をより客観的基準に改定し、かつ実質的に緩和する。</li> <li>・企業結合審査の対象となるか否かについての形式要件の判断を、企業結合審査に先だてて行う。</li> </ul> <p>(3) 企業結合の判断基準に可能な限りグローバルコンペティションの現状を反映し、わが国消費者の利益を損なわないよう配慮しつつも、市場画定、輸入圧力の評価等を行う。</p> <p>(4) 企業結合審査の実質的審査内容、判断基準、事実認定等を少なくとも当事者には開示し、事前相談の透明性を高める。</p>
要望理由	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実体経済のスピードに合わせ、審査における人員の増加等を通じ、審査の迅速化を図るべきである。</li> <li>・審査期間の短縮化は、審査に服する企業の負担軽減にも資する。</li> </ul> <p>(2) 株式保有による企業結合審査について、審査の対象となるか否かが先行して判断されれば、企業が無駄な負担を負うことが少なくなる。</p> <p>(3) 平成19年に「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」改正においては、セーフハーバーの見直しや、判断基準の明確化等が行われたものの、判断基準の実質的な緩和は行われていない。審査にあたり、昨今の経済状況に鑑み、企業をめぐる国際競争の現状を考慮すべく、企業結合規制を緩和すべきである。</p> <p>(4) 事前相談における、担当官の恣意的な運用を防ぎ、公正性を担保する必要がある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業結合課

3. アジア 経済戦略	独占禁止法第9条(一般集中規制)の廃止
規制の現 状	<p>独禁法9条では、他の国内の会社の株式を所有することによる「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の設立・転化が禁止されている。</p> <p>「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の具体的な考え方については、公取委によってガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」が示されている。</p>
規制の根 拠法令	<p>独占禁止法第9条 公正取引委員会ガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」</p>
要望内容	<p>①独禁法9条(一般集中規制)を廃止する。</p> <p>②仮に独禁法9条が維持される場合でも、少なくとも独禁法第9条ガイドラインについて、以下の項目を改正する。</p> <p>ア. 主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類は必ずしも競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しているとは限らないことから、現状のような3桁分類を基本とするのではなく、2桁分類を原則とする。</p> <p>イ. 資産規模が大きい会社が多く属する業界(事業分野)については、総資産額が大きい会社であっても必ずしも事業支配力を有するものではないことから、形式的一律の基準とするのではなく「大規模な会社」を事業分野ごとの実態に適合した基準とする。</p> <p>ウ. 分社化した会社が、上場等により議決権比率が低下する(分社化と同時の場合を含む)場合は、事業支配力が相対的に低下することにほかならないことから、現状の「事業力が過度に集中することとならない会社」に係る類型を拡大し、100%親子関係を継続的に維持するケースと同様に扱う。</p>
要望理由	<p>企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す独禁法9条(一般集中規制)は、企業活動を不当に制限するだけであり、その規制効果も不明確で、かつ日本独特の規制である。</p> <p>また、市場は、消費者のニーズとともに急激なスピードで変化しており、これに対応して企業は新たな技術やサービスを創造し、事業構造を常に変化させる必要がある。にもかかわらず、禁止類型に定められている金額基準は平成9年に設定されてから見直しがなされていない。独禁法9条及びそのガイドラインの規定は、企業による事業環境の変化に応じた柔軟な営業展開、資本政策、設備投資等を委縮させるものとなっている。</p> <p>さらには、独禁法9条のような事前規制は、これ自体が異分野への新規参入への障害となり、本来市場の公正性を担保しつつ生み出すことが可能であったビジネスチャンスの芽を摘むものともなる。</p> <p>こうした企業努力に対する各種の制約が消費者の利便性、企業の国際競争力、ひいては経済発展の阻害要因となることから、廃止すべきである。</p> <p>仮に維持されるとしても、ガイドラインの規定について見直しをしてほしい。</p> <p>なお、2010年1月の「ハトミ. com『国民の声』の受付開始および規制改革要望の棚卸しについて」では、当会要望につき評価・検討を行うとされているところ、極力早期に当会要望に沿って検討し、結論を得て措置すべき。</p>
制度の所 管官庁 及び担当 課	公正取引委員会経済取引局企業結合課

3. アジア経済戦略	大規模会社の事業報告書の廃止
規制の現状	<p>会社グループの総資産合計額が一定規模を超える会社（一般事業会社の場合は、2兆円）は、事業年度終了の日から3ヶ月以内に、当該会社とその子会社の事業に関する報告書を公取委に提出する必要がある。</p> <p>事業報告書作成における業務負担について報告書では、子会社だけでなく孫会社、曾孫会社等、広範な会社の情報を収集し記載する必要がある。</p> <p>また、当社とは直接関係がない、子会社、孫会社、曾孫会社等の傘下にある関連会社の情報も子会社、孫会社、曾孫会社等を通じて収集しなければならない。</p> <p>※収集すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総資産</li> <li>・議決権保有比率</li> <li>・売上高</li> <li>・事業分野</li> <li>・株主構成（「報告会社が議決権を25%-50%保有する会社においては、筆頭株主の場合のみ報告する」という規定があるため、関係会社の株主構成の情報が必要）</li> </ul>
規制の根拠法令	独占禁止法第9条第4・5項
要望内容	独占禁止法第9条第4項で求められる報告書の提出義務を廃止する。
要望理由	<p>①独禁法10条第2項等との関係について  報告会社の関係会社に関する情報については、独禁法第10条第2項に基づき、企業の20%、50%以上の株式を取得する際に提出する「届出書」においても類似する情報を掲載することになっている。  したがって、独禁法上問題になるような事態（「法第10条第2項の規定に基づく届出書」を提出するような事態）が生じた場合のみ、本情報を提出することで事足りるので、定例の報告書の提出は廃止していただきたい。</p> <p>②国際ハーモナイゼーションの観点から当該報告書の提出義務は、日本独特の規制であり、かつ、その効果も明確なものではない。現在、国際ハーモナイゼーションの観点を含め独禁法改正の検討を進めるのであれば、このような報告書の提出義務も廃止すべき。</p> <p>2010年1月の「ハトミミ. com『国民の声』の受付開始および規制改革要望の棚卸しについて」では、当会要望につき評価・検討を行うとされているところ、極力早期に当会要望に沿って検討し、結論を得て措置すべき。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業結合課

3. アジア経済戦略	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること
規制の現状	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社にあつては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制している。</p> <p>また、同条第2項では、第1項第3号(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)の場合にあつては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされている。</p> <p>公正取引委員会の認可条件については、①信託財産として所有等する以外(主に銀行勘定)の保有割合が5%以下であること、②信託勘定および銀行勘定を含めた保有比率が10%以下であること、③信託財産として所有等した株式に係る議決権について、銀行勘定に係るものとは別個に行使し、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること、が規定されている(「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」)。</p>
規制の根拠法令	独占禁止法第11条
要望内容	独占禁止法第11条の適用対象から信託勘定により保有する株式を除外する。
要望理由	<p>①信託銀行は、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律によって厳しい受託者責任を負っており、例えば、「信託の本旨に従い、受益者のため忠実に信託業務その他の業務を行わなければならない。」「信託会社は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、信託業務を行わなければならない。」とされている(信託業法第28条第1項、第2項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)。</p> <p>②また、信託銀行は、信託財産について分別管理義務(信託業法第28条第3項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、そもそも、信託銀行が信託勘定において株式の議決権を保有していたとしても、当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであるため、銀行勘定をもって保有する議決権とは自ずと議決権行使のあり方が異なると考えられる。したがって、信託銀行が自ら銀行勘定において保有する株式の議決権と信託勘定において保有する株式の議決権とを合わせ、当該企業を支配する目的をもって議決権行使を行うということは考えられない。</p> <p>以上の理由から、独占禁止法第11条の規定の適用対象から、信託勘定を除外していただきたい。</p> <p>なお、2009年7月の「全国規模の規制改革要望に対する各省庁からの回答」では、当会要望につき実態を踏まえて検討を行うとされているところ、極力早期に当会要望に沿って検討し、結論を得て措置すべき。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業結合課

3. アジア経済戦略	銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の適用対象から信託勘定を除外すること
規制の現状	銀行又はその子会社は、国内の会社の議決権については、合算して、当該会社の総株主等の議決権の100分の5(銀行持株会社にあつては、100分の15)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。
規制の根拠法令	銀行法第16条の3及び第52条の24
要望内容	信託財産として所有する株式等に係る議決権について、銀行法第16条の3、第52条の24の適用対象から、除外する。
要望理由	<p>①信託銀行は、信託財産について分別管理義務(信託業法第28条第3項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、議決権は別途に行使される。当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであるため、銀行勘定をもって保有する議決権とは議決権行使のあり方が異なる。</p> <p>②信託銀行は、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律によって厳しい受託者責任(信託業法第28条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、銀行等、銀行持株会社等の他業禁止規定の逸脱、子会社の範囲に関する規定の潜脱防止の懸念はない。</p> <p>③かかる規制が存在することにより、信託財産の運用に制約がでる場合があり、適正な運用を行う上での阻害要因となっている。</p> <p>④なお、独占禁止法においても銀行の議決権保有に関する同様の規制が存在しているため、本件と同様の要望を別途行っているところ、当該要望については、平成21年度「あじさい月間」における所管官庁第一次回答において、「b(全国規模で検討)」回答を頂いている。実務において、議決権保有については銀行法、独占禁止法ともに同様の管理を行っており、仮に一方の要望のみが措置されたとしても、規制緩和の意義はほとんどないことから、銀行法においても同様に検討いただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

3. アジア経済戦略	四半期報告制度の簡素化
規制の現状	<p>金融商品取引法に基づき、平成20年度から四半期報告制度が導入され、四半期決算毎に、決算日後45日以内に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める企業情報を記載した四半期報告書を提出することとなった。</p> <p>従来より、企業グループ各社の個別決算作業および連結決算作業を実施した後、四半期開示に係る決算短信を作成し、決算日後30日以内に証券取引所に提出している。これに加えて、各種経営情報や財務諸表注記事項を付加した四半期報告書を作成し、監査法人による監査(レビュー)証明を受けて提出する作業を、決算日後45日で行うこととなったため、作業スケジュールが非常に厳しく、実務負担が極めて大きい。</p>
根拠法令等	<p>金融商品取引法 第24条の4の7(四半期報告書の提出)</p> <p>金融商品取引法 第193条の2(公認会計士又は監査法人による監査証明)</p> <p>企業開示等の内容に関する内閣府令 第17条の15(四半期報告書の記載内容等)</p>
要望内容	<p>四半期決算短信と四半期報告書の整理統合。</p> <p>記載項目の見直し。削減および記載内容の簡素化(例:経営情報や注記項目の削減等)</p>
要望理由	<p>各上場企業が証券取引所に提出している「四半期決算短信」には、決算情報と財政状態・経営成績等の説明情報を記載しており、当該記載内容で投資家の基本的要請に十分応えていると考える。</p> <p>四半期決算短信と四半期報告制度の整理統合を行い、記載項目を投資家の判断にとって特に重要なものに限定する、あるいは、記載内容を簡素化することで、投資家の要請を実務負担の軽減とのバランスがとれた制度としていただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁企業開示課

3. アジア経済戦略	特定融資枠(コミットメントライン)契約の借主の対象範囲拡大
規制の現状	<p>特定融資枠(コミットメントライン)契約の適用対象は、下記のように限定されている。</p> <p>①会社法上の大会社(資本金5億円以上または負債額200億円以上)  ②資本金3億円超の株式会社  ③金融商品取引法の規定で監査証明を受ける株式会社で、有価証券の発行者  ④資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社  ⑤投資信託及び投資法人に関する法律に規程する登録投資法人  ⑥資産流動化業務を行うSPCとなる株式会社</p>
規制の根拠法令	特定融資枠契約に関する法律第2条
要望内容	<p>i)適格借入人の対象範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加。  ①国、②地方公共団体、③独立行政法人、④国立大学法人、⑤学校法人、⑥医療法人、⑦監査法人・税理士法人、⑧相互会社(生命保険会社)、⑨共済組合、⑩消費生活協同組合、⑪市街地再開発組合、⑫海外債務者(例えば、本法2条7号として「外国法人」を追加)</p> <p>ii)資産流動化業務に関して、適格借入人に、「合同会社」および「有限責任中間法人」、特別目的会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第40条及び第41条に定める有価証券を発行する法人&lt;並びにそれに準ずる外国法人&gt;)を追加。</p> <p>iii)資産流動化業務に関して、適格借入人に、PFI等プロジェクトファイナンスや船舶ファイナンスに係るSPCを追加。このため、本法第2条第6号のうち「...イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする者」の部分「...イからホまでに定める行為を主として行うことを目的とする者」と改正。</p> <p>iv)実質基準での判定を導入(大会社の子会社を適用対象とする等)。このため、例えば本法2条8号として、「前各号に掲げる者の子会社(会社法(平成17年法律第16号)第2条第3号の子会社をいう)」を追加。</p>
要望理由	<p>i)コミットメントライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段。経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲について中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。同様に、国・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等、十分な金融・法務知識を有する先については、コミットメントライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。また、海外債務者に対するクロスボーダー取引が増大する中、出資法等が域外適用されないことについて明確化することが求められている。保護すべき借手が海外に所在しているにもかかわらず、貸手所在国の保護規定を適用することは、国際的な資金調達を行う借手にとって意味がないばかりか、わが国の金融機関の国際競争力を削ぐこととなっている。</p> <p>ii)近年、資産流動化業務において、株式会社と同様に、合同会社や有限責任中間法人、あるいはその他の特別目的会社が利用されるケースが増加している。これらの主体との間で、流動性補完のためにコミットメントライン契約を締結することができれば、資産流動化業務の更なる進展が図られる。</p> <p>iii)資金調達手段の多様化により、PFIを含むプロジェクトファイナンスや船舶ファイナンスが近時急増しているが、借入人となるSPCについて、該当要件に「専ら」と記されているため、付随する為替取引や建設工事に係る契約の締結といった行為が含まれるか明確でなく、本法2条6号に該当するか疑義がある。</p> <p>iv)適格借入人の子会社は、適格借入人と実質一体と判断可能であり、適合性を一律に単体ベースで判断することは合理的でない。また、海外会社の日本法人が中小企業である場合、母国では一般的なコミットメント契約がわが国では締結できないといった不都合が生じている。</p> <p>なお、2009年7月の「全国規模の規制改革要望に対する各省庁からの回答」では、当会要望につき借手側のニーズ等の把握に努めていきたいとされているところ、極力早期に当会要望に沿って検討を開始してほしい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁(総務企画局企画課信用制度参事官室) 法務省(民事局、刑事局)

3. アジア経済戦略	物的分割時における有価証券届出書の廃止
規制の現状	分割会社が開示会社、承継会社が非開示会社であって、分割の対価(株式)の割当てが分割会社に止まる場合(いわゆる物的分割の場合)であっても、承継会社は株式の交付の際およびその後5年間、有価証券届出書等の届出が求められる。
規制の根拠法令	金融商品取引法第2条の2、第4条第1項、第24条1項但書
要望内容	分割の対価(株式)の割当てが分割会社に止まる場合は、有価証券届出書の届出を不要とする。
要望理由	<p>非開示会社を承継会社とする物的分割であれば、非開示会社の株式は50名以上の多数者に割当てられない(募集・売出しにあたらぬ)から、有価証券届出書レベルの開示は不要と考える。なお、会社分割後に、非開示会社である承継会社の株式を、分割会社が50名以上の多数者に譲渡する際、有価証券届出書の届出を求める制度が考えられる。</p> <p>非公開会社にとって、有価証券届出書の作成・継続開示は、たいへん負担が大きく、円滑な企業再編の妨げとなる。</p> <p>なお、2009年9月の「全国規模の規制改革要望に対する各省庁からの再回答」では、当会要望を踏まえ、適切な情報開示のあり方について検討を行うとされているところ、極力早期に当会要望に沿って検討を開始し、措置していただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

3. アジア経済戦略	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管
規制の現状	<p>保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。  (厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている)</p>
規制の根拠法令	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他
要望内容	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。
要望理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。</li> <li>・現金化のコストは企業にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。</li> <li>・現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。</li> <li>・信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。</li> <li>・なお、2009年9月の「全国規模の規制改革要望に対する各省庁からの再回答」では、当会要望につき「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」に示されたスケジュールに従い検討を行うとされているところ、今般の金融危機以降の市況の低迷により、企業年金の積立金不足が一層増加していることから、ぜひ極力早期に当会要望に沿って検討を開始、措置していただきたい。</li> </ul>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課

3. アジア経済戦略	保険会社における保険契約の移転・承継に係る制度の見直し
規制の現状	<p>保険会社が事業再編を目的として会社分割・契約移転を行う場合、保険業法上、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を単位とした分割・移転でなければならない(保険業法第173条の2、第135条)。</p> <p>消費者へのきめ細かいサービスの提供や生産性の向上等を目的とした会社分割等の事業再編が事実上困難となっていることがある。</p>
規制の根拠法令	保険業法第173条の2、第135条第1項・第2項
要望内容	<p>消費者保護の観点から、異議申出手続きや内閣総理大臣の認可手続き等の充実を図った上で、保険契約の単位が「責任準備金の算出基礎が同一である保険契約」の一部であっても、保険契約の移転・承継を可能とする。</p>
要望理由	<p>金融・保険の自由化による保険事業の多様化に伴い、現行法制における「責任準備金の算出基礎が同一である保険契約」という移転単位は、実際に保険会社が捉える事業単位と乖離するケースがある。</p> <p>従って、本規制により、保険会社グループ等において、一般事業会社にみられるような事業再編が事実上困難となることがある。</p> <p>保険契約の移転・承継に係る現行規制は、近年の保険会社の監督規制を充分反映していないため、保険契約者保護の観点から、保険契約者の異議申出手続きや内閣総理大臣の認可手続き等の充実を図った上で、移転・承継単位に係る規制の見直しを行う必要がある。</p> <p>本規制緩和が実現することにより、現状と比較し、消費者へのきめ細かいサービスの提供が可能となるとともに、柔軟かつ機動的な経営戦略の構築及び専門性やシナジー効果を発揮した事業再編の選択肢が拡充することが期待される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課

3. アジア経済戦略	顧客保護の観点より、「信託契約代理業」に係る規制を適正化すること
規制の現状	<p>代理店が受託者のために行う信託契約の代理・媒介について、当該信託の受託者が受益権の発行者(金商法第2条第5項)とされる場合には、信託契約代理業に該当しない(信託業法第2条第8項)。</p> <p>受託者が発行者となるかどうかについては、金商法定義府令第14条第3項によるが、例えば同一の経済実態を持つ一類型の商品(例:年金信託)について、代理店が受託者のために当該信託契約の代理・媒介を行う場合、信託契約代理業と金融商品取引業に分かれてしまい、実務上混乱が生じている。</p>
規制の根拠法令	信託業法第2条第8項、金融商品取引法第2条第8項、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条
要望内容	<p>・「信託契約代理業」と「金融商品取引業」の定義を整理する。</p> <p>例えば、①信託業法第2条第8項の括弧書の削除、及び②金商法定義府令第16条において、金商法第2条第8項第9号の有価証券の募集・私募の取扱いのうち、信託契約代理業(信託業法第2条第8項)に該当する行為を金融商品取引業から除く旨の規定追加、が考えられる。</p>
要望理由	<p>・ 信託契約代理店が受託者のために行う信託契約締結の代理・媒介については、現状、「発行者」(金商法定義府令第14条第3項)の違いによって、金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第9号の募集・私募の取扱い)とされる場合と、信託契約代理業(信託業法第2条第8項)とされる場合があり、同じ類型の商品でありながら業法の適用に分かれが生じている。これによって、金融商品取引法施行後、信託契約代理店や所属信託会社において実務上混乱が生じており、顧客保護上問題が生じる懸念がある。</p> <p>・ 金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法(仮称)に向けて」(平成17年12月22日)において、信託の引受けは、信託業法及び兼営法において「より高度な業規制が課されていること」から金商業の「範囲に含めないことが適当」であり、信託契約代理業についてもこれらに「準じて考えることが適当」と整理されているが、金商法施行を機に従来の信託契約代理業が、顧客保護の観点からではなく、金商法の「発行者」概念に形式的に依拠する形で「信託契約代理業」と「金融商品取引業」に区分けされている現状は、上記報告書の趣旨に反するものである。</p> <p>・ 他方、「発行者」とは金商法の公衆縦覧開示規制における概念であり、原則として開示すべき情報を保有する者がこれに該当するが、その利用形態が多岐にわたる信託について、信託契約の内容を勘案せずに、「発行者」の違いのみによって代理業務を金商業又は信託契約代理業とに区分することは、必ずしも合理的ではない。</p> <p>・ 例えば年金信託や合同運用の金銭の信託において、自益信託か他益信託かの違いによって発行者が異なるため、以下のとおり顧客にとって全く関係のない理由によって、業法の適用が分かれる(金融商品取引法第2条第5項、第28条第2項2号、第33条第2項第1号、第33条の2、定義府令第14条第3項、信託業法第2条第8項)</p> <p>A 自益信託  (発行者) 受託者  (代理店が行う行為) 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務  (適用される法) 金融商品取引法</p> <p>B 他益信託  (発行者) 委託者及び受託者  (代理店が行う行為) 信託契約代理業  (適用される法) 信託業法</p> <p>・ このように、金商法施行後は、受託者の運用裁量の有無や当初信託財産の態様等によって信託の受益権の「発行者」が定められることから、経済実態がほとんど変わらない商品について、その「代理業務」の根拠法令が異なることになる。かかる整理は顧客の視点からみても難解なものであり、顧客保護の観点からも、「代理業務」の分かりやすい再整理を行う必要性がある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

3. アジア経済戦略	新たな事業用借家制度の創設
規制の現状	事業用建物の賃貸借について、限定的な正当事由規定が適用されるため、一方的にテナントに有利な契約とせざるをえない。他方、定期借家制度は事業用建物になじまない。
根拠法令等	借地借家法第28条
要望内容	事業用建物の賃貸借について、正当事由を拡大し、更新を可能とする新たな事業用借家制度を創設すべきである。
要望理由	本来対等な当事者の自由な契約によるべき事業用建物の賃貸借について、テナントに有利な契約を強いるのは不適切である。一方、内部造作等に多額のコストを要する店舗テナント等にとって、非更新型契約では資金回収に不安が生じる。問題がなければ賃貸借を継続することが一般的な事業用建物には、定期借家制度は使い勝手が悪い。また抵当権に優先していた定期借家権であっても、再契約すると抵当権に遅れ、対抗できなくなるなど問題がある。したがって、事業用建築物の賃貸借について、これらの問題を克服した事業用借家制度を創設すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	法務省民事局参事官室

3. アジア経済戦略	定期借家制度の見直し
規制の現状	<p>①定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約は、当分の間、定期賃貸住宅契約への切替が認められない(良質な賃貸住宅等の供給に関する特別措置法附則第3条)。</p> <p>②定期借家契約に際しては、契約の更新がなく、期間の満了とともに契約が終了する旨契約書とは別に書面を交付の上、説明しなくてはならない(借家借地法第38条第2項)</p>
根拠法令等	良質な賃貸住宅の供給の促進に関する特別措置法附則第3条 借地借家法第38条第2項
要望内容	<p>①定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約についても、既存の賃貸借契約を合意解約し、定期借家契約に変更できるようにすべきである。</p> <p>②定期借家契約に際し、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。</p> <p>③上記①②を実現するための具体的な措置を講ずるとともに、そのスケジュールを明示すべきである。</p>
要望理由	<p>①既存の借家契約を定期借家に切り替えることができないことが、定期借家制度普及のネックとなっている。建物賃貸人にとっては、建物の大規模改修や建て替えが困難となり、良好な建物ストックの形成が阻害される。</p> <p>②契約上、定期借家である旨明記されていれば十分であり、別途書面交付・説明を求めることは、手続を煩雑にするだけである。</p> <p>③上記要望に対し、法務省は従来より一貫して「平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な検討が進められており、法務省においても必要協力等を行っているところ」との回答を行っているが、6年以上を経過しても何ら具体的な進展がない。問題解決に向け、政治主導により早急に検討し、措置すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省民事局参事官室

3. アジア経済戦略	工場立地法の運用の見直し
規制の現状	<p>敷地面積に対する環境施設面積(含む緑地)割合は下限25%と規定されている。工場立地法運用例規集の一部改正(2008年6月11日)により、都道府県や市町村は、国が定める範囲内において環境施設面積割合を独自に設定できることとなったが、新規立地工場の誘致を目指す一部の地域でしか設定されておらず、既存工場(法施行以前に設置された工場)にはほとんど適用されていない。</p>
規制の根拠法令	<p>工場立地法第4条  工場立地法施行規則  工場立地に関する準則第1条、第2条、第3条  工場立地法運用例規集</p>
要望内容	<p>地方自治体が積極的に地方準則を活用し、地域の雇用確保のため生産性の向上、設備更新を図る場合に環境施設面積の割合の緩和を図るよう、国がより積極的に情報の提供や指導・助言を行うべきである。</p>
要望理由	<p>企業の立地環境を整備することは、新規企業の誘致のみならず、既存企業の継続・更新・拡張や関連企業の新規立地等につながり地域の雇用の維持・確保や経済の活性化に資するものであり、政府の企業立地促進政策でも既存企業を含めた企業の立地環境整備を重視していると理解している。</p> <p>一方、厳しい経済状況のなか、企業は経費削減に取り組んでいるが、緑化面積要件は敷地面積の確保等大きな負担となっており、とりわけ既存の都市型工場ではその存廃にもつながりかねない問題となっている。</p> <p>2009年6月1日現在で、工場立地法第4条の2に基づく地域準則は12自治体、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条に基づく準則については、152自治体が条例を制定するに留まっており、地方自治体に対する指導を強化すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

3. アジア経済戦略	工場立地法の緑地面積変更に関わる手続の見直し
規制の現状	工場立地法では、現在届出されている緑地面積がたとえ僅かでも減少する工事を行う場合は、変更許可申請の提出が必要であり、許可が下りるのに申請許可日および着工日を除いて90日を要する。短縮申請の制度を利用しても30日を要する。
規制の根拠法令	工場立地法第8条
要望内容	<p>工場立地法において、生産施設の面積については30㎡まで変更届不要となっている。緑地面積の減少についても、定められた面積比率を満たし、かつ、一定面積(30㎡)以下の変更であれば軽微変更として扱い、変更許可申請の提出を不要とすべきである。</p> <p>行政刷新会議「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日)でも、「工場立地法において、生産施設の面積については30㎡まで変更届不要となっている。緑地面積の減少についても、定められた面積比率を満たし、かつ、一定面積(30㎡)以下の変更であれば軽微変更として扱い、変更許可申請の提出を不要とすることについて検討を行い、結論を得る」とされており、極力早期に措置されることを期待する。</p>
要望理由	工場排水管の閉塞や発塵する原料を使用する製品の需要急増など、安全衛生や環境保安上の問題が発生し、急ぎ緑地の一部に排水経路や排気装置等の施設を設置する必要が生じても、現行の規制では、設備の設置工事に着手するまでに30日以上を要し、安全衛生・環境保安上の処置が遅れる。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

3. アジア経済戦略	外国人材受入の一体的、統合的な体制の整備
規制の現状	<p>政府の「高度人材受入推進会議」の報告書「外国高度人材受入政策の本格的展開を」でも指摘されている通り、わが国では『高度外国人に関わる政策について、法務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省など主要4省がそれぞれの観点から政策を展開する「タテ割的」な体制となっており、政策の「司令塔」が不在』の状態となっている。</p>
根拠法令等	
要望内容	<p>わが国全体として外国人受け入れの一体的、統合的な体制を整備するために、内閣に外国人施策の司令塔組織を設置し、外国人の受け入れに関係する関連法令の一括整備をはじめ関係省庁が一体となって施策に取り組む体制を整えるべきである。</p>
要望理由	<p>政府の掲げる成長戦略では、「(アジアを中心に)ビジネスマン等のヒトの流れ」を作り出すとともに、「外国人留学生の受入れ拡大、研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備を行う」としているが、こうした目標を実現するためには、現在の「タテ割的」行政を廃し、外国人受入施策に関する司令塔の設置、府省横断的な施策の実施が欠かせない。「タテ割的」行政は、これまでも「高度人材受入推進会議」、「規制改革会議」などでも指摘されてきた点であるが、政治のリーダーシップなくしては実現することのできない課題である。アジアを中心とした人材交流を成長戦略に掲げる政府のリーダーシップにより、わが国の外国人政策が前進することを期待する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣府、法務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、総務省

3. アジア経済戦略	年金脱退一時金制度の見直しに向けた検討の開始
規制の現状	<p>外国人が国内で働く場合、一定の条件を満たせば原則、日本人と同様、社会保険(年金制度及び健康保険)に加入しなければならない。年金については、保険料を6カ月以上納めた外国人がわが国に居住しなくなった場合、2年以内に請求すれば脱退一時金が支給される制度が導入されているが、納付期間が36カ月以上になると支給金額が一定となり、事実上、保険料掛捨てとなる事態が生じている。</p>
根拠法令等	厚生年金保険法附則第29条
要望内容	<p>外国人の在留期間の長期化、わが国で就業する高度人材の出身国とわが国との社会保障協定の締結状況、政府の新成長戦略の目標である「研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備」に則して、年金脱退一時金制度が実態に合った制度となるよう見直しに向けた検討を開始すべきである。</p>
要望理由	<p>36カ月以上わが国に滞在する場合、保険料が掛捨てとなることが、高度な外国人材が離日を考える一つの契機になっている。</p> <p>36カ月という脱退一時金の上限は、制度設計時の外国人の在留期間などが考慮された結果であるとされているが、当時と現在では、外国人の在留実態は変わっている。現に、2009年には入管法が改正され、一度に付与される在留期間の上限が3年から5年に伸張されるなど、外国人の在留実態に則した改善が行われている。脱退一時金についても、近年の在留データを基に、時代に応じた制度の見直しに着手すべきである。</p> <p>検討を行う際には、政府の新成長戦略が掲げる「研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備」という視点を踏まえることが重要である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局

3. アジア経済戦略	EPA協定に基づく看護師、介護士候補者に関する国家試験への配慮
規制の現状	<p>EPA協定に基づく看護師・介護福祉士候補者は、看護師は3年、介護福祉士は4年の間に、日本の国家試験に合格しない場合、帰国が義務付けられている。</p> <p>とりわけ介護福祉士候補者については、受験にあたり3年以上業務に従事することが必要であり、結果的に受験機会は1回のみとなっている。</p>
根拠法令等	<p>経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定</p> <p>経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定</p>
要望内容	<p>看護師、介護福祉士に求められる能力を確保しつつ、EPAに基づき来日する候補者の育成、確保を図る観点から、国家試験の回数や試験問題の表記など一定の配慮を行うべきである。</p>
要望理由	<p>EPA協定に基づくインドネシア人、フィリピン人の看護師・介護福祉士候補者は、一定期間に日本人と同じ国家試験を日本語で受験し、合格できなければ帰国しなくてはならないこととされている。</p> <p>これら候補者は、出身国の資格制度や実務経験を通じて一定の知識・技能が担保されており、また日本語についても、来日時の語学研修と、受入施設での研修を通じて、日本語でのコミュニケーションを行い、業務をこなす状況にある。</p> <p>また、看護、介護分野の人材については、わが国において今後需要の増加が予想される一方、国際的にも人材獲得競争が激化しつつあり、積極的にこれら分野の人材の育成、確保を図る必要がある。EPA締結国との関係においても、国際的な技術移転を進め、友好関係の増進に資する観点から、EPAに基づいて来日する看護師・介護福祉士候補者が、わが国国内において能力を発揮していくことが望まれる。</p> <p>本件に関し、インドネシアのマルチ・ナタレガワ外相は、EPAで来日した候補者の国家試験に関し、「漢字が用いられているために合格することが困難だ」という点に配慮してほしい」と要請している。また、第五次出入国管理政策懇談会「今後の出入国管理行政の在り方(2010年1月)」においても、「試験の実施回数を増やすべきではないか、外国人も問題の内容が理解できるような工夫をすべきではないか」との意見が紹介されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室、社会・援護局福祉基盤課</p> <p>外務省 経済局経済連携課</p>